

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十二卷 第三號

大正十四年三月一日發行

論叢

御家人の特質……………文學博士 三浦周行

課税に於ける家族事情の考慮……………法學博士 神戸正雄

フッサールの現象學……………文學博士 米田庄太郎

日銀物價指數の研究……………法學士 汐見三郎

時論

支那の共和政治の成立^{及び}建設……………文學博士 矢野仁一

小作問題と朝鮮の小作制……………法學博士 河田嗣郎

說苑

英國經濟學發展の一大觀……………法學博士 財部靜治

雜錄

佛蘭西財政狀態と相續税……………經濟學士 小川福太郎

海運同盟の^{研究に關する}參考資料^{について}……………法學士 小島昌太郎

佛蘭西の財政狀態と相

續稅

小川 福太郎

一
歐洲戰爭後に於て特に著しき逆調を呈せる佛蘭西の爲替相場は、昨年三月の初め頃に俄然崩落して、一磅に付百十七法（平價二十五法二二五）となり、フランの危機が叫ばれたのであつたが、其後に於ける佛國財政狀態の改善と英米よりの巨額の信用許與とは、相俟つて爲替相場を急速に回復せしむるに至つた。乍然、フランが戦前の平價に復歸する事は尙前途遼遠であり、此の復歸が佛國財政狀態の今後の改善の程度に依存することの大なるは、Ristが其近著に述べてある次の言葉に依つても、略々想像する

ことが出来る。Ristはいふ「フランの平價復歸に就ては、其可能性が明かに保留されてゐることが、屢々繰返されてゐるが、然しそれは、今から其實際の方針を與へるには餘りに遠い理想の様に思はれる。確定すべき必要のある唯一の近き目的は、單に、大藏省證券に依て保證されてゐる通貨に代ふるに、商業上の擔保を保證とする通貨を以てし、是に依て銀行券の發行上缺如してゐる屈伸力を回復せしむるにある。」
「フランの價値を、斷然、政府の需要といふ人爲的影響より免れしむること——是れが恐らく日下、佛蘭西の貨幣政策の近き目的を、最も巧に現はした言葉であらう。」

私は以下に於て、右Rist及び伊太利 Palermo 大學の Gerbino の最近の論文に據つて、佛國最近の財政狀態の大様と、其改善策として Gerbino が提唱してゐる佛國相續稅改正案とを紹介しようと思ふ。

二

佛國經常豫算の不足額は千九百二十一年度に

1) 大正十三年三月十一日 大阪朝日新聞參照、
2) G. de F. Gerbino, La situation financière de la France..... (Revue d' Economie Politique, juillet-Aout 1924) p. 676
3) C. Rist, La déflation en pratique 1924; p. 61
4) C. Rist, op. cit. p. 64
5) C. Rist, Le budget de 1925 et le credit de la France. (Revue d' Economie Poitique, Septembre-Octobre 1924). G. de F. Gerbino, op. cit.

於ては五十四億千五百萬法であつたが、翌二十二年度に於ては五十四億八千六百萬法に達した。千九百二十三年度に至つて漸く豫算の均衡を得るに至つたが、實は表面的のものであつて、其豫算中には、佛蘭西銀行に對する其貸上金の償却及び其他の經費が含まれて居らなかつた。かゝる豫算状態は其反動として國債を絶えず増加せしむるに至つた。佛國の内國債は千九百二十二年十二月一日に於て二千五百億餘法に上り、其中六百五十億法は流動公債に相當し、二百三十六億法は佛蘭西銀行の貸上金であつた。尙、同日に於て外債は三百五十四億餘金法に達して居つた。¹⁾

若干の論者は、千九百十九年以降の各年度に於て政府の收入中租税による割合が漸増し公債による割合が漸減するのを見て、安心すべき兆候であるとしたのであるが、然し實状はさうでなく、千九百二十二年に於て國債募集額が以前の年度に比べて遙かに少かつたのは、新債を多く募集することが出来なかつた事に基因するも

のである。²⁾

次に佛蘭西銀行の政府貸上金に就て見るに、政府は千九百廿年の四月及び十二月の佛蘭西銀行との契約に於て、右貸上金の全部償却を見る迄年々二十億法の償却をなすことを約したのであるが、國防證券の償還すべき額が新債應募額よりも多い爲に右の約束を履行することが出来ず、遂に千九百二十二年十二月に契約を改め二十億法の代りに年々十億法の償却をなすことゝなつた。³⁾

昨年の始めになつて、國庫の状態が更に悪化するに至つたのは次の二つの事情に基くものである。其一つは當時四百十億法を最高限度と定められて居た佛蘭西銀行の銀行券流通額が、前年末に於ては三百七十億法となつて居たのに二十四年の三月の初めには約四百三億法に上るに至つたことで、其二は二百三十二億二千萬法を最高限度と定められてゐた政府貸上金が二十四年の三月の初めに既に二百二十一億法に達するに至つたことである。⁴⁾

- 1) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 674
- 2) G. de F. Gerbino, op. cit. p.p. 674—675
- 3) G. de F. Gerbino, op. cit. p.p. 675—676
- 4) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 676

さて上述の如く財政状態が險惡となることに鑑みて、政府當局は從來、苛酷なる租稅政策よりも寧ろ宜しとして多く採用し來つた公債政策を放棄して、却つて租稅政策を重用すること、なり、種々の計畫を立つるに至つたが、其主なるものは經費の節減、凡ての租稅に二割の附加稅を課する事、租稅の増數、其他收入の正確を期し脱稅を防止する爲に嚴重なる規定を設けることであつた。而して是等の租稅政策の採用と英米より巨額の信用を獲得したことが相俟つて、前述の如く、崩落したるフランの價値を急速に回復せしむるに至つた。¹⁾

尙、本年度の豫算案は、歐洲戰爭後漸く始めて完全なる收支の均衡を得るに至つたが、戦後に於て歳入中に占むる固有の租稅收入の割合が次第に増加し臨時的收入の割合が次第に減少してゐることは次の表によつて窺ふことが出来る。²⁾

(一)固有の租稅收入	(二)公債收入以外 の全收入	(一)の(二)に對 する割合
一九一三	四・一三五 <small>百萬法</small>	四・九〇七 <small>百萬法</small>
		八四・二 <small>%</small>

雜錄 佛蘭西の財政状態と租稅

一九一九	八・六五九	一一・五八六	七五・三
一九二〇	一五・六九四	二〇・一三〇	七八・〇
一九二一	一七・八九〇	二二・八四〇	七八・九
一九二二	一九・五三九	二二・九〇三	八五・三
一九二三	二一・四八二	二四・二〇〇	八八・七
一九二四(六ヶ月)	二二・九八八	二五・八五四	九四・一

かくの如くにして佛蘭西の財政状態は漸次確實となつて來たが、政府の仕事は是で終つたといふべきではなく、寧ろ漸く始められたばかりであるといふことが出来、今後のプログラマは整理と償還といふ此二つの言葉の中に入つてしまふ、と Rist はいつてゐる。³⁾

要するに佛蘭西の財政は戦後より今日に至る迄、現在の豫算の均衡を得るために努力し來つたもので、今後暫くは此均衡を覆さない様に維持することが必要であつて、爲替相場の回復も此條件に依存することが頗る大である。然るに此均衡を脅かさんとする要素が尙佛蘭西には存在してゐる。それは巨額の國債就中其短期のも

第二十卷 (第三號 一四九) 六〇三

1) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 676
 2) C. Rist, op. cit. p. 785 et p. 791
 3) C. Rist, op. cit. p. 796

の、割合が非常に多いといふことである。
さて此國債償還の必要は *Rist* 其他の有力なる論者、政治家によつて認められてゐるが、或者は此目的のために資本の非常徴收或は資本税を課することを提唱してゐる。然し *Gerbino* は資本の非常徴收を以て國債償還に資することは種々の點よりして經濟的に面倒なる遣方であるとし、寧ろ豫算上特別の基金を設け、是れに依つて國債を漸次償還する方法が宜しとしてゐる。⁴⁾而して此特別の基金の資源を作るために彼は佛國の相続税改正を提唱してゐるのである。

三

彼は先づ伊太利の *Rignano* の相続税案を紹介し其れに基いて佛國の相続税改正案を立て、ゐる。*Rignano* の相続税案といふのは、一の新しい、代による (*en raison du temps*) 累進原則を相続税に採用せんとするものである、即ちそれは相続に依て譲渡されたる財産の中で、死亡者が前相続に依つて所有するに至つた部分に對して、死亡者が其自らの勞働と貯蓄とに因つて作

つた部分に對するよりも重く課税するのである。⁵⁾ *Gerbino* は此の *Rignano* の案に對して次の如き批評を下してゐる。「此案は、相続に依て譲渡され而も既に死亡者が前相続に依て所有するに至つた私有財産を、漸次國家に吸收することによつて、*Rignano* が其案によつて、私有財産權に基礎を置いてゐる經濟組織と完全に一致し得ると考へてゐるところの、生産財及び生産手段の漸次的國有化といふ終局の結果を求めてゐる、其の限りに於て、確かに非常に社會的なる目的に傾いてゐる。自分は、此案を社會改革の提案としては受入れ難いが、然し此案は、現時の經濟組織を變更せない純財政的改革たる限りに於ては、非常に注意すべき又有效なる且直ちに實施し得べきものである。此案は、相続されたる富に比して貯蓄されたる富を輕課することに依て兩者を區別してゐるがために、貯蓄に對する有力なる刺戟を與へるといふ拒否し難い價值を持つてゐる。而して、此案は財政的方策たる限りに於ては多くの論者例へば伊太利に於

4) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 677

5) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 678; 神戸博士、租稅研究五卷、p.p. 200--201.

ては Graziati, Gini 等其他、英國に於ては Pignou, Stamp; Dalton 等の賞讃を博するものとして考へられてゐる。¹⁾而して此案を財政上の目的に適用するに就ては、相續に依て讓渡されたる財産の中で死亡者が前相續に依て所有するに至つたものに課する相續税の増税の收入を、國債償還のために殘して置くのであつて、此事は Rigano も曾つて提唱したるところである。²⁾

さて佛蘭西の相續税は非常に重く、或論者の如きは千九百二十三年の佛國豫算に關する報告中に於て、是れ以上に達すれば此税に沒收的性質を與へるであらうといふ限界に達してゐるから、其増税を企て、一方に脱税が盛んとなるから、國庫の利益は僅かであらう、といふ事を述べてゐる。其故に、最近二割の増税をなしたる佛蘭西の相續税を更に増税して Rigano の案を實施することは、此税に沒收的性質を與へるもので、其結果、此案は一の財政改革たるよりも寧ろ一の社會改革たらしむるものであると考へられるであらう。が此種の考へは根據がな

いふ Gerbino はいふ。何となれば、此改革は勿論一方に於て、相續に依て讓渡されたる財産の中で死亡者が前相續によつて所有するに至つたものに對しては現行の相續税を重課することにならねばならぬが、然し他方に於て、死亡者が其貯蓄と勞働とに因つて作つた部分に對しては現行の相續税を輕課することに成り、此區別が貯蓄に對する有力なる刺戟となると共に、今日多くの人が相續税に對して非難してゐる沒收的要素を除くであらうと、彼はいつてゐる。³⁾

然らば現在佛蘭西の相續税はどうなつてゐるかといふに、遺産の純資本總額に對して次の割合の累進税が課せられてゐる。死亡者が生存せる子供又は被代承相續人を

三人残したる時	百分の〇・二五乃至七・五
二人残したる時	百分の〇・五乃至十二
一人残したる時	百分の一 乃至廿
一人も残さざりし時	百分の三 乃至三十九

而して此税率に對して、千九百廿四年三月廿二日の法律は二割の附加税を課するに至つた。尙

1) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 678
 2) G. de F. Gerbino, op. cit. p.p. 678-679
 3) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 679

其他に各權利者が受取りたる純配分額に對して次の、死亡による所有權移轉の累進稅が課せられてゐる。

一親等の直系卑屬	百分の一・乃至十七
二親等の直系卑屬及び配偶者	百分の一・五乃至十七・五
二親等以上の直系卑屬	百分の二乃至十八
一親等の直系尊屬	百分の二・五乃至十八・五
二親等の直系尊屬	百分の三乃至十九
二親等以上の直系尊屬	百分の三・五乃至十九・五
兄弟及び姉妹	百分の十乃至四十四
伯叔父母及び甥姪	百分の十五乃至四十九
大伯叔父母及び甥姪の子及び從兄弟姉妹	百分の二十乃至五十四
四親等以上の血族及び他人	百分の廿五乃至五十九

尙、此稅率に對しても千九百廿四年三月廿二日の法律は二割の附加稅を課するに至つた。¹⁾

さて Gerbino は右の現行稅率の第一のものが代りとして、次表の如き稅率を以てすることが出来るであらうといふ。

財産額	三人以上		二人		一人		ナシ	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
一—二千	五免除	七免除	九免除	二免除	一五免除			
二千—一萬	八ク	一〇ク	一七ク	一六ク	二〇ク			
一萬—一五萬	二ク	三ク	二七ク	三ク	二ク			
五萬—一十萬	一四ク	一〇、一五	三〇、一五	二六、一	三〇			
廿五—五十萬	一七ク	一〇、二五	二五、一〇〇	二二、一〇	三三			
五十—一〇萬	二〇ク	一二、一〇	二九、一〇〇	二六、一〇	三三			
百—十萬	二二ク	一三、一〇〇	三二、一〇〇	二八、一〇	三四			
百—一萬	二六ク	一六、一〇〇	三七、一〇〇	三三、一〇	三四			
二—十萬	三〇ク	一八、一〇〇	四〇、一〇〇	三五、一〇	三五			
五—十萬	三三ク	二〇、一〇〇	四三、一〇〇	三六、一〇	三五			
十—十萬	三六ク	二二、一〇〇	四六、一〇〇	三九、一〇	三五			
千—十萬	三九ク	二四、一〇〇	四九、一〇〇	四二、一〇	三五			
一—十萬	四二ク	二六、一〇〇	五二、一〇〇	四五、一〇	三五			
一億—一億	四四ク	二八、一〇〇	五七、一〇〇	四八、一〇	三五			
一億—一億	四六ク	三〇、一〇〇	六〇、一〇〇	五〇、一〇	三五			
一億以上	四八ク	三二、一〇〇	六三、一〇〇	五二、一〇	三五			

注意 甲の率は、數量的に定められたる死亡者の財産の中の、死亡者が前相續によつて得たる部分に適用さる。乙の率は死亡者の財産の中の、死亡者が其勞働と貯蓄とに因て作つた部分に適用さる。

1) G. de F. Gerbino, op. cit. p.p. 679—680

而して、死亡者の財産に對して右表の稅率を課したる後に、各相續人の負擔として親等に應じて先に擧げたる死亡に基く所有權移轉稅を課することにす。

Gerbino は右の表に就て次の如き説明を加へてゐる。死亡者が其勞働及び貯蓄によつて作つた財産に對する稅率は現行率よりも少い、是に依つて貯蓄に對する有力なる刺戟を與へることが出来るであらう。而して死亡者が多數の子供を残した時には、既に相續されたる財産に對する稅率は輕い。要するにかくの如くにして、佛國が必要としてゐる人口増殖に對する獎勵と貯蓄に對する刺戟とを與へ得ることになるであらう。又一方に於て、死亡者が前相續によつて得たる財産に對する率が重くても、是を以て沒收の手段と考へることは出来ない。甲の最高率は、死亡者が子供又は被代承相續人を残さなかつた場合にのみ適用されるに過ぎない、かゝる場合に家族の權利及び利害關係は——それは尊重される價値はあるが——余り強くないと思ふ。尙

又、最高率は何れも、全財産額に對して課せらるゝのではなく、只、其最後の超過額に對してのみ課せらるゝのである。

尙、彼は、此案を判斷せんとするには主として此案が達せんとしてゐる目的の價値に根據を置くべきこと、并に國債の償還及び減少の方法として提唱せられたる他の方法（資本の徵收、國債破棄）と比較し、國債償還によつて確實に到達すべき財政上好都合なる結果と關聯して吟味すべきこと、且又國債を漸次償還するために課せらるゝ先の相續稅の甲率の支拂方法としては、現金よりも寧ろ特に償還さるべき國債證券又は其他の容易に賣買し得る證券又は財を以てすべきことを述べて、Risiano が提唱したるが如き不動産を以ても支拂をなし得るとすること
は適當ではないとしてゐる。(完)

1) G. de F. Gerbino, op. cit. p. 681
2) G. de F. Gerbino, op. cit. p.p. 682-683